

日常管理基準表（設備一覧）

- A 受変電設備
- B 自家発電機設備
- C 直流電源設備
- D 分電盤・開閉器盤
- E 制御盤・警報盤・監視盤・表示盤等
- F 照明器具
- G 交流無停電電源設備
- H 電気時計設備
- I 放送設備
- J 構内放送・通信線路
- K 公園灯設備
- L 熱源設備
- M 冷熱源設備
- N 冷暖房設備
- O ろ過設備
- P ポンプ設備
- Q 換気設備
- R オゾン発生装置
- S 扉装置
- T 弁類
- U 各種槽類
- V 各種ノズル類
- W 空気圧縮機
- X 除塵装置
- Y 配管・ダクト類
- Z その他

日々の点検管理を行う基本周期を示したもので、施設状況に応じて対応するものとする。

A 受変電設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
	※ 東受電所は1D、咲くやこの花館・配電塔は1Wとする					
1 盤類 (配電盤、さく、 へい等、 パイプフレーム)	① 扉（出入口）開閉の良否及び施錠の有無を点検し、開閉が不良の場合には調整する ② 汚損、損傷、変形、き裂、塗装の剥離及びさびの有無を点検する。 ③ ボルトの緩みを点検し、緩みがある場合は増締めする。 ④ 雨水、塵埃等の進入状態を点検する。 ⑤ 標識の汚損及び取付け状態を点検する。	○	○	○		
2 母線 高圧母線	① 母線のたるみ、腐食、損傷、過熱及び変色の有無を点検する。 ② 碍子の汚損及びき裂の有無を点検する。 ③ 接続部、クランプ類の損傷、過熱及び変色の有無を点検する。	○	○	○		
3 特高・高圧機器						
ア 変圧器（乾式変 圧器、モールド 変圧器、油入変 圧器）	異音、異臭及び異常振動の有無を点検し、異常がある場合は過電流の有無を調査する。なお、ダイヤル温度計付のものは指示値を確認する。	○	○	○		
イ 交流遮断機、 負荷開閉器、 電磁接触機	① 異音、異臭、漏油等の有無を点検する。 ② 開閉標示状態（指示灯）及び作動回数（カウンター）を点検する。	○	○	○		
ウ 断路器	① 硝子の汚損、き裂及びボルトの脱落等の有無を点検する。 ② 端子、刃の接触部、刃の開き止め及び操作部の過熱、変色、損傷、変形及び錆の有無を点検する。なお、過熱、変色等の異常がある場合は電流記録を調査する。	○	○	○		
エ 計器用変成器 (計器用変圧器、 変流器、 零相変流器等)	① 異音、異臭及び異常振動等の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。 ② 汚れ、損傷、き裂、過熱、変色、漏油等の異常の有無を点検する。	○	○	○		
オ 指示計器、 表示装置、 保護継電器	① 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。 ② 各計器の指示値の適否を点検する。 ③ 保護継電器の動作表示を点検し、動作表示がある場合は原因を調査し復旧する。 ④ 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検する。	○	○	○		
カ 高圧カットアウ トスイッチ、 電力ヒューズ	① 汚れ、損傷、変形の有無を点検する。 ② 端子、ヒューズ筒（接触部）の過熱及び変色の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。	○	○	○		
キ 高圧進相コンデ ンサ	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	○	○	○		
ク 直列リアクトル	異音、異常振動等の有無を点検する。	○	○	○		

A 受変電設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
4 低圧機器						
ア 開閉器類 (配線用遮断器、 漏電遮断器、 電磁接触器、 双投電磁接触等)	① 異音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。 ② 開閉表示状態（指示、点灯）を確認する。		○	○		
イ 計器用変成計 (計器用変圧器、 変流器、 零相変流器等)	異音、異臭及び異常振動等の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。		○	○		
ウ 指示計器、 表示装置、 保護継電器	① 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。 ② 各計器の指示値の適否を点検する。 ③ 保護継電器の動作表示を点検し、動作表示がある場合は原因を調査し復旧する。 ④ 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検する。		○	○		
エ 低圧進相コンデンサ	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。		○	○		

B 自家発電機設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
1 自家発電装置 (原動機と発電を 連結したもの)	① 共通台板、台上に搭載された機器等に変形、損傷、脱落等の有無を点検する。 ② 燃料油、潤滑油の漏れの有無を点検する。 ③ 冷却水の漏れの有無を点検する。 ④ 接地線及びその他の配線の緩み、損傷及び断線の有無を点検する。			○		
2 配電盤類 (機側盤を含む)	① 各計器の指示値の適否を点検する。 ② 保護継電器の動作表示を点検し、動作表示がある場合は原因を調査し復旧する。 ③ 遮断機、切替用開閉器等の開閉状態が正常であることを確認する。 ④ 自家発電装置が始動及び自動運転待機状態（切替スイッチの自動側位置等）にあることを確認する。 ⑤ 表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検しする。 ⑥ 警報作動状態を試験用押しボタン等により点検し、確実に動作することを確認する。 ⑦ 手動断路器の接触面の変色、開き止め状態、汚損等の有無を点検する。			○		

B 自家発電機設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
3 補機付属装置						
ア 始動用蓄電池設備 (ア) 充電装置	① 各計器の指示値の適否を点検する。 ② 保護継電器の動作表示を点検し、動作表示がある場合は原因を調査する。 ③ 表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検する。 ④ 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。 ⑤ 汚れ、損傷、過熱による温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する。 ⑥ トリクル充電又は浮動充電中の蓄電池総電圧や充電電流の適否を各計器指示値等により確認する。 ⑦ 自然換気又は機械換気が適正であることを確認する。 なお、周囲温度が40℃を超える場合は、窓等を開くなどの応急措置をとる。			○		
(イ) 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。 ② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。 液面が最高・最低液面線の間以下の場合は精製水を補充する。 (陰極吸収式シール形蓄電池は除く) ③ 蓄電池の端子の緩みの有無を点検する。			○	○	
イ 始動用空気圧縮設備	① 充気された空気を圧力計指示値により確認する。 ② 空気槽内の水抜きを行う。			○		
ウ 燃料タンク 燃料移送用ポンプ等	① タンク、ポンプ及び配管油漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。 ② 油量を点検し、2時間運転に必要な油量が不足している場合は、給油する。			○	○	
エ 冷却水タンク 冷却塔、冷却水ポンプ等	① タンク、機器及び配管の水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。 ② 冷却水等を点検し、2時間運転に必要な水量が不足している場合は給水する。 ③ ラジエター排風口に障害物の有無を点検する。			○	○	
オ ラジエター	① ラジエターの水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。 ② ベルトの張り具合を点検し、ベルトが緩んでいる場合は調整する。			○	○	
カ 換気装置	① 自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認する。 ② 給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることを確認する。			○	○	
キ 排気管、消音器	① 排気管等の過熱部周辺に可燃物が置かれていないことを確認する。 なお、貫通部の断熱材保護部の変形、損傷、脱落等の有無を点検する。 ② 排気管等の支持金物の緩み、変形、損傷及び変色の有無を点検する。			○	○	
ク バルブ	各種バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。			○		

B 自家発電機設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
4 試運転	<ul style="list-style-type: none"> ① 試験スイッチを投入して、試運転（5分程度）を行い、始動時間を確認する。 ② 運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認する。 ③ 回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時に指示値を確認する。 ④ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動運転始動側に切り替えて運転待機状態にあることを確認する。 			○	○	○

C 直流電源設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	3M	6M	1Y
1 整流装置	<ul style="list-style-type: none"> ① 表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより点検する。 ② 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。 ③ 汚れ、損傷、過熱による温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する。 ④ トリクル充電又は浮動充電中の蓄電池総電圧や充電電流の適否を各計器指示値等により確認する。 ⑤ 自然換気又は機械換気が適正であることを確認する。 なお、周囲温度が40℃を超える場合は、窓等を開くなどの応急措置をとる。 				○	○
2 蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。 ② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。 液面が最高・最低液面線の間以下の場合は精製水を補充する。 (陰極吸収式シール形蓄電池は除く) ③ 蓄電池の端子の緩みの有無を点検する。 				○	○

D 分電盤・開閉器盤

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
1 キャビネット	① 盤が壁や床にしっかり固定されているかを点検する。 固定されていない場合は、据付けボルトを締め直す。 ② 盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。 なお、錆落とし等汚れがある場合は清掃する。 (塗装の剥離及び発錆箇所は補修塗装を行う) ③ 雨水侵入、結露の有無を点検する。 ④ 外箱の過熱、振動音等の有無を点検する。 ⑤ 固定状態を点検する。				○	
2 導電部						
ア 母線、分岐導体、 盤内配線、 支持物全般	① 汚れ、異物や塵埃の堆積物等の有無を点検する。 (有る場合は清掃する。) ② 異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。				○	
イ 端子台	異臭及び変色の有無を点検し、端子部緩みの増締めを行う。				○	
3 機器						
ア 遮断機、継電器、 電磁接触器、 タイマ、 リモコン、 変圧器等	① テストボタン (漏電遮断器等) による動作の確認を行う。 ② 異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。 ③ 機器取付けの良否を点検し、端子等の緩みの増締めを行う。				○	
イ 絶縁抵抗測定	母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることのできる電路毎に500V絶縁抵抗計(使用電圧400V以上は1000V絶縁抵抗計)により測定し、1MΩ以上であることを確認する。 (絶縁抵抗値が規定値に満たない場合は絶縁低下の原因を調査すること)				○	
ウ 接地抵抗測定	接地極(棒)の接地抵抗測定を行う。(指定場所) (規定値に満たない場合は抵抗値上昇の原因を調査すること)				○	

E 制御盤・警報盤・監視盤・表示盤等

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
1 キャビネット	① 盤が壁や床にしっかり固定されているかを点検する。 固定されていない場合は、据付けボルトを締め直す。 ② 盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。 なお、錆落とし等汚れがある場合は清掃する。 (塗装の剥離及び発錆箇所は補修塗装を行う) ③ 雨水侵入、結露の有無を点検する。 ④ 外箱の過熱、振動音等の有無を点検する。 ⑤ 固定状態を点検する。 ⑥ フィルタがある場合は目詰まりを点検する。 (目詰まり等ある場合は清掃する。)				○	
2 導電部						
ア 母線、分岐導体、 盤内配線、 支持物全般	① 汚れ、異物や塵埃の堆積物等の有無を点検する。 (有る場合は清掃する。) ② 異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。				○	
イ 端子台	異臭及び変色の有無を点検し、端子部緩みの増締めを行う。				○	
3 機器、制御回路						
ア 遮断機、継電器、 電磁接触器、 変流器、計器、 進相コンデンサ、 表示灯、 制御機器等	① テストボタン (漏電遮断器等) による動作の確認を行う。 ② 異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。 ③ 機器取付けの良否を点検し、端子等の緩みの増締めを行う。 ④ 単位装置毎に手動又は試験運転を行い運転電流を確認する。 ⑤ 換気扇の回転状態、異常音を点検する。回転扇の塵埃の付着、汚れ 等を目視により点検する。 (汚れ等が有る場合は清掃する。)				○	
イ 制御回路	① 自動及び連動運転等のシステム運転の確認を行う。 ② 警報装置の作動の良否を点検する。				○	
ウ 絶縁抵抗測定	母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切る ことのできる電路毎に500V絶縁抵抗計 (使用電圧400V以上は1000V絶縁 抵抗計) により測定し、1MΩ以上であることを確認する。 (絶縁抵抗値が規定値に満たない場合は絶縁低下の原因を調査すること)					○
エ 接地抵抗測定	接地極 (棒) の接地抵抗測定を行う。 (規定値に満たない場合は抵抗値上昇の原因を調査すること)					○

F 照明器具

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
構造一般	① 汚損、損傷及び発錆の有無を点検する。 ② 反射板及び透光性カバーの汚損及び変色の有無を点検する。 (汚れていれば清掃する。)			○		

G 交流無停電電源設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
電源設備	① 装置の設置環境の良否を確認する。 ② キャビネットの変形、損傷及び変色等の有無を点検する。 ③ 異音、異臭等の有無を点検する。					○ ○ ○

H 電気時計設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
子時計	親時計との指示誤差等の調整を行う。			○		

I 放送設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
放送設備	音量、明瞭度の確認を行う。			○		

J 構内放送・通信線路

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
1 ケーブル等の配線	<p>※次の内容については委託者からの指示に基づき対応するものとする。</p> <p>ケーブル、ケーブル支持物及び端子部の損傷、腐食及び過熱等異常の有無を点検する。</p>			○		
2 ハンドホール	<p>① き裂、損傷又は沈下の有無を点検する。</p> <p>② 周辺地盤の沈下の有無を点検する。</p> <p>③ 蓋の取付け状態の良否を点検する。</p> <p>④ 内部のケーブル、接地線の損傷等の有無を点検する。</p>					○ ○ ○ ○
3 電柱	<p>① 沈下、傾斜、及び倒壊の危険の良否を点検する。</p> <p>② 電柱、支持物等の損傷及び腐食の有無を点検する。</p> <p>③ 立上りケーブル保護材の変形、損傷及び腐食の有無を点検する。</p> <p>④ 接地線の損傷、断線等の有無を点検する。</p>			○ ○ ○ ○		

K 公園灯設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
1 公園灯	<p>① 点灯状態を点検する。</p> <p>② 鉄柱地際を点検する。</p>					○ ○

L 熱源設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
1 真空式温水器	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。(運転時) ② 配管及び弁等よりのガス漏れ、水漏れの有無を点検する。(運転時)		○			
2 電気ヒーター	① 異音、異臭及び異常振動等の有無を点検する。		○			

M 冷熱源設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
	※ 咲くやこの花館は、1Dとする。					
1 冷房機 冷凍機	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管及び弁等よりのガス漏れ、水漏れの有無を点検する。 ③ 結氷の有無を点検する。(パッケージ形) ④ フィルタの目詰まりの有無を点検する。 (目詰まりがあれば清掃する。)			○		
2 冷凍庫 冷蔵庫 保冷库	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管及び弁等よりのガス漏れ、水漏れの有無を点検する。 ③ 庫内温度を確認する。			○		
3 チリングユニット	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管及び弁等よりのガス漏れ、水漏れの有無を点検する。 ③ フィルタの目詰まりの有無を点検する。 (目詰まりがあれば清掃する。)			○		
4 冷却塔	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。(運転時) ② 散水器、ファンの正常動作を点検する。(運転時) ③ 内部の枯葉等異物の有無を点検する。(運転時)			○		
5 冷凍式エアー ドライヤー	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管及び弁等よりのガス漏れの有無を点検する。			○		

N 冷暖房設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
1 ガス吸収式 冷温水器	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管及び弁等よりのガス漏れ、水漏れの有無を点検する。 ③ 吐出側温度を確認する。 ④ 真空差圧計により真空度を確認する。 (状況により抽気引きを行う。)			○		
2 空気調和機	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 差圧計を確認する。 ※ 咲くやこの花館は、1Wとする。			○		
3 冷暖房機	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管及び弁等よりのガス漏れ、水漏れの有無を点検する。 ③ フィルタの目詰まりの有無を点検する。 (目詰まりがあれば清掃する。)			○		
4 全熱交換器	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② フィルタの目詰まりの有無を点検する。 (目詰まりがあれば清掃する。)			○		
5 ファンコイル ユニット	※ 咲くやこの花館は、1Wとする。 ① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② フィルタの目詰まりの有無を点検する。 (目詰まりがあれば清掃する。)			○		

O ろ過設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
	※ 咲くやこの花館は、1Wとする。					
1 ろ過器	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管及び弁等よりの水漏れの有無を点検する。 ③ ろ過差圧計によりろ材の目詰まりを点検する。 (必要に応じ手動洗浄を実施する。)			○		
2 流量計	ろ過器の処理水量を確認する。			○		

P ポンプ類

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
	※ 咲くやこの花館は、1Dとする。					
1 各種ポンプ ろ過ポンプ 逆洗ポンプ 循環ポンプ 加圧ポンプ 高圧ポンプ等	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管及び弁等よりの水漏れの有無を点検する。 ③ パッキン、シール部よりの水漏れの有無を点検する。			○ ○ ○		
2 水中ポンプ 噴水ポンプ 排水ポンプ 湧水ポンプ 雑排水ポンプ 井戸用ポンプ	吐出水量等により運転状態を点検する。			○		

Q 換気設備

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
	※ 咲くやこの花館は、1Dとする。					
1 送風機	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② Vベルトのバタツキの有無を点検する。 ③ 配管等よりの漏気の有無を点検する。			○ ○ ○		
2 給気ファン 排気ファン	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② Vベルトのバタツキの有無を点検する。			○ ○		
3 換気扇	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 汚れの有無を点検する。 (汚れのあるときは清掃する。)			○ ○		
4 エアーカーテン ばっ気ブロー レターンファン	① 異音等の有無を点検する。		○			

R オゾン発生装置

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
オゾン発生装置	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管及び弁等よりの水漏れの有無を点検する ③ 異臭（オゾン臭）の有無を点検する。 （異臭のするときは排オゾン処理装置の水封確認。）		○ ○ ○			

S 扉装置

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
	※ 咲くやこの花館は、1Dとする。					
1 扉装置 自動扉 油圧扉 電動扉	① 開閉動作の異常の有無を点検する。 ② 閉まり具合の異常の有無を点検する。 ③ レールの塵埃の有無を点検する。 （塵埃のあるときは清掃する。） ④ 注油を実施する。（必要時）			○ ○ ○ ○		

T 弁類

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
弁類 越流制水扉 電磁弁 電動弁 その他	動作状況を確認する。				○	

U 各種槽類

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
槽類 受水槽 温水槽 冷温水槽 貯湯槽 膨張槽 給水槽 その他槽類	① バルブ等の開閉位置を確認する。 ② 配管、バルブ等よりの水漏れの有無を点検する。 ③ フロートスイッチ、ボールタップ及び液面センサーの動作を確認する。				○ ○ ○	

V 各種ノズル類

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
	※ 咲くやこの花館は、1Dとする。					
1 霧ノズル	噴霧状態を確認する。			○		
2 その他ノズル ジェットノズル キャドルノズル エジェクターノズル 樹氷ノズル	水姿を確認する。			○		

W 空気圧縮機

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
空気圧縮機	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管等よりの漏気の有無を点検する。 ③ Vベルトのバタツキの有無を点検する。		○ ○ ○			

X 除塵装置

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
除塵装置 ストレーナー 取水ピット 除毛器	目詰まり取水口の塵埃の清掃を行う。		○			

Y 配管・ダクト類

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
1 配管・ダクト類	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 配管・ダクト類よりの水漏れ及び漏気の有無を点検する。 ③ ラッキング等の剥離の有無を点検する。			○	○ ○	
2 可変風量ユニット	① 動作を確認する。			○		

Z その他

点検内容	点検及び保守内容	1D	1W	1M	6M	1Y
1 PH・ORP 水質監視装置 残留塩素 水質監視装置	① 指示・数値の異常の有無を点検する。 ② 記録紙の取替（その都度）		○ ○			
2 加湿器	水蒸気の発生を確認する。		○			
3 紫外線殺菌装置	UVランプの球切れの有無を点検する。		○	○		
4 自動背面掻揚形 スクリーン	① 異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 動作を確認する。		○ ○			
5 薬液注入ポンプ	① 動作を確認する。 ② 液漏れ等の有無を点検する。 ③ 汚損、破損の有無を点検する。			○ ○ ○		
6 噴水 池循環 池水浄化設備等	① シーケンス通りの運転を確認する。 ② 水姿、水量のバランス等を確認する。 ③ 池水の汚れの状態を確認する。 ④ 池水浄化設備の運転を確認する。 ※ 池水浄化設備は、1Wとする。			○ ○ ○ ○		
7 その他	以上の装置及びその他の装置について 異音、異臭、異常振動、過熱、異常発熱、変色、汚損、破損、異常動作等 の有無を点検する。 5月～10月の6ヶ月間で資料1-1維持管理仕様書に基づいた水質検査を実施 すること。 検査日については大阪市と打合せの上、実施すること。 中央噴水 1ヶ所×3回 緑のせせらぎ 1ヶ所×1回					

注) 本日常管理基準については、一般的な設備について記載したものであり、施設によっては設置されていない設備があるため、実施の際に適用する設備を選択して流用すること。

監視番号	監視項目(枠内アドレス 番号は機器番号を示す)	応急処置内容	対応順位	報告順位
1	レシプロチラー 異常	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 ・電源、冷媒、 コンプレッサー等点検 	○	B
2	ポンプ異常		○	C
3	高温水温異常		○	C
4	温水温度異常		○	C
5	冷水温度異常		○	C
6	一括異常		○	C
7	冷房室異常	現地確認、制御盤内 NFB・サーマルリレー・ ファンコイル確認	○	B
8	ファイトトロン 異常 (屋内)	現地確認、培養室内操作盤 NFBサーマルリレー確認	○	A
9	ファイトトロン 異常 (屋外)	現地確認、屋外操作盤 NFBサーマルリレー確認	○	B
10	停電	現地確認	○	A
11	発電機故障	現地確認、操作盤確認	○	A
12	フィーダー 一括故障	現地確認、盤面確認	○	A
13	ボイラー異常	現地確認、ガス臭確認	○	B
14	113 栽培棟温水 2次ポンプ異常	現地確認、 盤内サーマルリレー確認	○	B

監視番号	監視項目(枠内アドレス 番号は機器番号を示す)	応急処置内容	対応順位	報告順位
15	中高温室低温異常 (栽培棟)	現地確認、プリンター確認・ 栽培棟確認	△	C
16	展示棟室温異常	現地確認、監視盤確認	○	C
17	極地ケース異常	現地確認、操作盤確認	○	B
18	310、311 ファン異常 (換気機)	現地確認、展示棟1階 ファン動力盤確認	△	C
19	202 空調機異常	現地確認、展示棟地階動力 操作盤確認	△	C
20	201 空調機異常	現地確認、展示棟地階動力 操作盤確認	○	C
21	114、115 冷温水 2次ポンプ異常 (展示棟)	現地確認、展示棟地階動力 操作盤確認	○	C
22	111 冷水 2次ポンプ異常 (展示棟)	現地確認、展示棟地階動力 操作盤確認	○	C
23	瞬時停電	現地確認	○	A

注記：応急処置時点で、容易に復帰できると判断したものは、処置すること。（但し、11、13を除く）

緊急対応……○（警報受信後緊急出動し、応急一時処置を行う。）

当日対応……△（警報受信後緊急出動し、応急一時処置を行う。）

緊急報告……A（一時対応後、直ちに大阪市に報告を行うこと）

当日報告……B（一時対応後、24時間以内に大阪市に報告を行うこと）

後日報告……C（一時対応後、後日、大阪市に報告を行うこと）

IV-3-1

機械監視項目表

緑地内その他の施設

監視番号	監視項目	応急処置内容	対応順位	報告順位
1	東受電所停電	現地確認	○	A
2	東変電設備故障	現地確認	○	A

注記：応急処置時点で、容易に復帰できると判断したものは、処置すること。

緊急対応……○（警報受信後緊急出動し、即時に修理復旧を行うこと）

当日対応……△（警報受信後緊急出動し、24時間以内に修理復旧を行うこと）

緊急報告……A（修理復旧後、大阪市に報告を行うこと）

当日報告……B（修理復旧後、24時間以内に大阪市に報告を行うこと）

後日報告……C